

生涯学習における学習成果の活用に関する研究

調査協力市町村
県内 59市町村

研究の概要

県内市町村における学習成果の活用の現状について実態調査を行った。この調査から、学習成果の活用の現状と課題が明らかになり、今後の方向性として、次のことが確認された。

学習成果を生かせる場が少ないので、学習成果の発表の場や多様な場の工夫など、支援方策を講ずる必要があること。

学習成果を生かしたいという人々の希望と、それを受け入れる行政・施設などの要請を調整する仕組みが不十分なので、社会全体で奨励・支援する体制の整備が求められること。

学習成果の活用は、一市町村が単独で進めていくことに限界があるので、学習成果を有効に活用できるような広域的な評価や活用システムを整備していくことが求められること。

キーワード：学習成果 評価 活用

目 次

1	はじめに	-----
2	学習成果の評価と活用	-----
(1)	生涯学習社会と学習成果の評価・活用	-----
(2)	学習成果の評価に関する基本的な考え方	-----
(3)	学習成果の活用に関する基本的な考え方	-----
3	県内市町村における学習成果の評価と活用に関する調査結果	-----
(1)	調査結果	-----
(2)	調査結果のまとめ	-----
4	学習成果の活用に関する事業例	-----
(1)	事例1：少年指導員養成講座修了者をボランティア指導者として活用（盛岡市）	-----
(2)	事例2：環境講座修了者をボランティア指導者として活用（北上市）	-----
(3)	事例3：町民大学の卒業生を地域の生涯学習推進員等として活用（岩泉町）	-----
(4)	事例4：単位取得した学習者を学習ボランティアとして活用（石鳥谷町）	-----
(5)	事例5：単位取得した学習者を学習ボランティアとして活用 - 生涯学習指導者養成講座 の受講助成 - （久慈市）	-----
5	学習成果の活用上の課題と今後の方向	-----
(1)	活用の場の工夫	-----
(2)	推進体制の整備	-----
(3)	学習成果の広域的活用システムの整備	-----
6	研究のまとめ	-----
(1)	研究のまとめ	-----
(2)	今後の課題	-----
	<主な参考文献>	-----

1 はじめに

生涯学習の推進において目指すものは、生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が社会において適切に評価されるような生涯学習社会の実現である。

これまで、生涯学習の推進に当たっては、推進体制の充実、学習活動の促進、学習条件の整備の三つを柱とし、生涯学習環境の整備が進められてきた。特に、学習活動の促進については、学習意識の啓発や、学習機会の拡充に重点をおいた取り組みが進められた結果、人々の学習活動が盛んになってきた。

岩手県教育委員会が平成10年8月に実施した、「生涯学習に関する県民の意識調査」によると、学習成果の評価と活用について多様な要求があり、学習成果の地域への還元や自己実現に対する期待が大きいことを示しており、学習成果を何らかの形で生かしたいと考える人々も増加している。

しかし、学習成果の評価と活用については、学習機会の拡充の取り組みに比べ、必ずしも順調な取り組みがなされていないのが現状である。

このような状況下において、今後さらに生涯学習が人々の生活の中に定着し、学習活動が地域社会の活性化に結びつくものとなるためには、学習活動の成果の活用が図られる具体的な方策やそのための環境を整備することが必要と考えられる。

そこで、本研究では、県内市町村における学習成果の活用の現状について実態調査を行い、学習成果の活用に係る諸課題を整理し、活用促進を図る環境整備等の具体的な支援方策を明らかにしようとするものである。

2 学習成果の評価と活用

本研究を進めるに当たり、研究主題「生涯学習における学習成果の活用に関する研究」に関わる用語の捉え方について、各種文献等をもとに次のように整理しまとめた。

なお、学習成果の活用は、「評価」との関連の中で扱われることから、ここでは学習成果の評価についてもふれることとする。

(1) 生涯学習社会と学習成果の評価・活用

ア 意識調査にみる学習成果の評価と活用への期待

これまで、国や県、市町村において生涯学習社会の実現に向けた様々な施策が講じられ、人々のニーズに応じた多様な学習機会が提供されるとともに、学習活動が盛んになってきた。このような中で、その学習成果を地域や社会あるいは職業生活の中で生かしたいと考える人々が多くなっている。

総理府の『生涯学習に関する国民意識調査』（平成4年2月実施）によると、「一定の水準以上を社会的に評価する」32.5%、「何らかの形で社会的に評価する」35.1%を合わせた67.9%が学習成果を「評価するのがよい」とし、評価する場合、35.0%が「すぐれた人を指導者として活用する」と回答している。

また、岩手県教育委員会の『生涯学習に関する県民の意識調査』（平成10年8月実施）では、「一定水準以上を社会的に評価する」25.1%、「何らかの形で社会的に評価する」22.4%を合わせた47.5%が学習成果を「評価するのがよい」とし、「社会的に評価するべきではない」22.0%、「わからない」27.2%を合わせた49.2%が学習成果を「評価すべきでない」とし、意見が二分している。評価する場合「すぐれた人を地域の指導者や講師として活用する」46.2%、「公的

な資格の取得に当たって評価する」39.2%など、地域社会への還元や、自己実現に対する期待が大きいことが示されている。

図1 学習成果の評価に対する考え

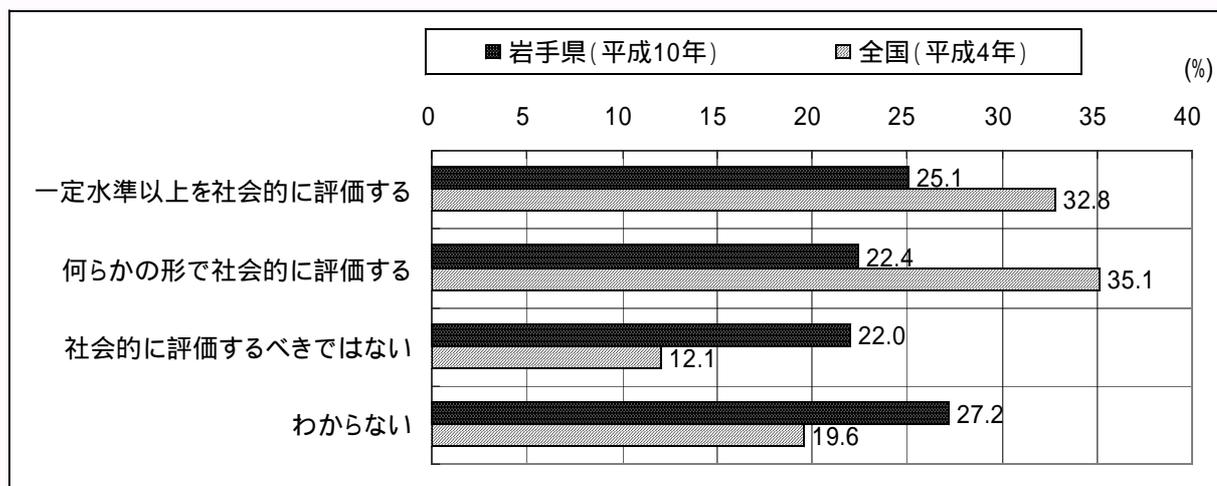
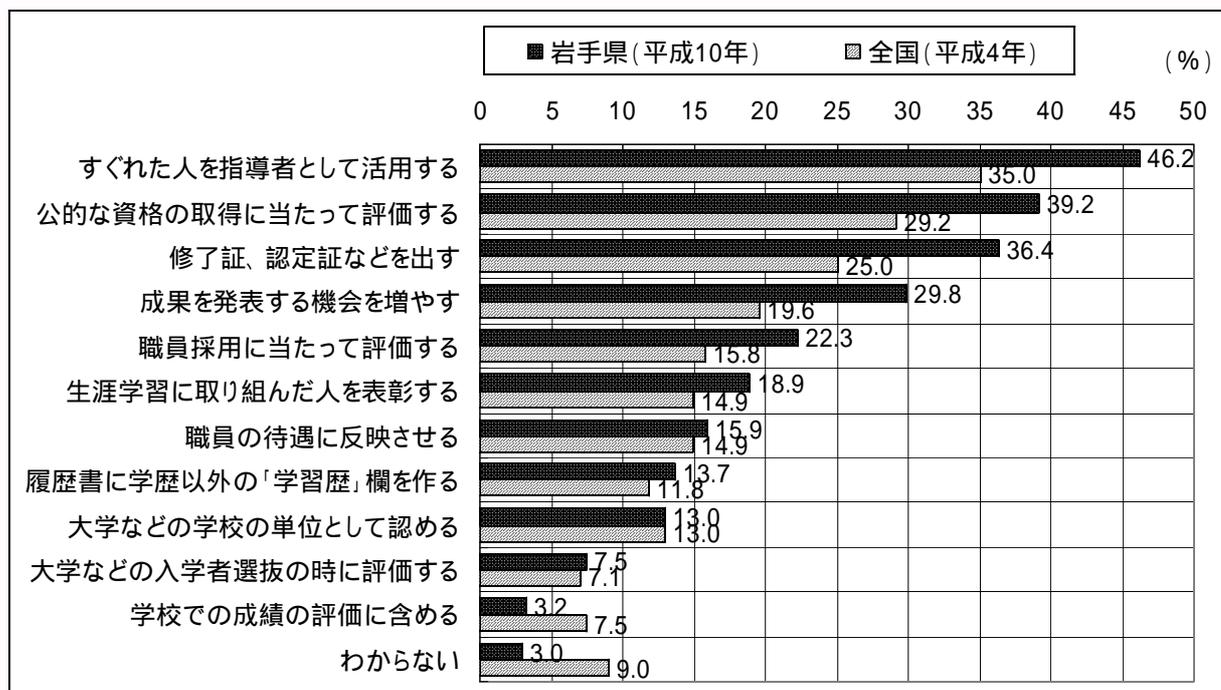


図2 学習成果の評価の方法 (複数回答)



イ 答申にみる学習成果の評価と活用

国や県における生涯学習の意識調査で示されているように、学習成果の評価と活用に対する人々の期待は大きい。ここでは、その学習成果の評価と活用をめぐる国の動向についてまとめた。

「学習成果の評価と活用」について具体的な方策が示されたのは、平成3年4月の中央教育審議会答申『新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について』からであり、「学歴偏重の弊害を是正するためにも、生涯学習の成果を広く評価し活用していくことが重要」と提言されている。

平成4年7月の生涯学習審議会答申『今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について』では、生涯学習社会について、「人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような社会」と定義している。

生涯学習社会を実現していくためには、「学習成果の評価と活用」への取り組みが必要となっており、行政には学習者の自発的な意志を尊重しながら、学習成果を生かすための支援方策を積極的に展開することが求められている。

(2) 学習成果の評価に関する基本的な考え方

ア 学習評価と学習成果の評価

(ア) 評価

評価とは、学習を効果的な営みとするために、設定された学習の目標の達成度を測定（診断）し、得られた結果を意味づける行為である。

（引用 『生涯学習の方法』第一法規）

(イ) 学習評価

学習評価とは、学習者が学習した結果として、どれほど知識や技術を身につけたか、考え方や行動の仕方を変えることができたか、学習の仕方を変えることができたか、学習の仕方を身につけることができたか、あるいはその学習活動に満足したか、充実感を持ったかなどを評価することである。学習活動及びその結果についての広範囲の評価が含まれる。

（引用 『生涯学習プログラムの開発』ぎょうせい）

学習評価について、だれが、いつ、どのような方法（測定の方法、解釈の方法）で評価するかにより、次のように分類される。

視 点	分 類	内 容
誰が評価するか	自己評価	学習者自身の評価
	他者評価	講師、事業提供者、認定機関、学習者相互
いつ評価するか	事前評価	学習者の要求・レベル把握
	形成的評価	学習活動を展開する中で行われる
	総括的評価	学習プロセスの最終段階で行う
測定方法は何か	自己診断法	学習者が学習成果や感想を自由記述
	知識テスト法	×法などで知識の習熟度を調べる
	応用能力テスト法	論文法、×法、実技法などで応用能力を調べる
	判断能力テスト法	具体的な場面を想定し、そこでの判断能力を調べる
	態度テスト法	学習前後に同質のテストをし、態度変容を調べる
	観察法	実技を伴うもので、学習状況を指導者等が観察する

	出席率	出席していれば何らかの学習成果があったとみなす
	その他	話し合いなどで、関心や態度の変化を調べる
解釈方法は何か	絶対評価	一定基準を設け、達していれば成果があったとみなす
	相対評価	集団内の位置で良いか悪いかを判断する
	個人内評価	学習者の過去の状況と比較して判断する

(ウ) 学習成果の評価

学習成果の評価とは、学習評価の中の一部であり、学習評価の中でも社会的に認められるように制度化された性格をもつ評価のことである。測定、解釈された結果が一定基準に達していれば、修了証・認定証、単位、免状・資格などが与えられるような評価を意味する。
(引用 『生涯学習プログラムの開発』ぎょうせい)

学習成果の評価について、平成3年4月の中央教育審議会答申『新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について』では、「学習目標をどの程度達成したかを確かめるために、情報や資料を集めてその達成度を判断することであり、評価の仕方には、自己評価と他者による評価とがある」、「生涯学習の目的や内容は多様であり、評価が社会的に要請されるものと必ずしも要請されないものがある。また、学習者によっては評価を望む者と望まない者があることから、学習成果を評価するのは、あくまで学習者の要請に応じて行うものでなければならない」と指摘している。

なお、「評価」と同じように使われている「認定」、区別されて使われる「認証」について、平成10年3月の学校外の学習成果の社会的評価システムの構築に関する調査研究会報告書『学習成果の社会的評価システム構築に関する調査研究』では、次のように整理している。

生涯学習成果の評価、認定

学習者がある一連の学習を修了したときに、その全体を評価の対象とし、学習の総括のために行う評価で、目標を達成できたかどうかを判定すること。

生涯学習成果の認証

学習成果の評価、認定を、一定の基準に照らして、共通性のある生涯学習成果の確認資料に置換すること。

評価と認定という用語は必ずしも区別して使われてはならず、評価が学校教育の成績を連想させるので、評価の代わりに認定を使う場合もある。評価については、評価に関わる行為の総称として用いられることもある。

一方、学習成果の評価をまとめて認定することを新たに認証と呼び、評価や認定と区別して使用されている。但し、認証を行うには、全国共通の基準を必要としたり、学習成果の評価・認定を互換、累積加算できるようにする必要もあるので、実施するのは難しい。

イ 学習成果の評価の意義

学習成果の評価の意義は、『生涯学習プログラムの開発』(ぎょうせい)の中で、次のように整理されている。

学習者にとって

修了証・認定証、単位、免状・資格などを取得することにより学習した証を得ることができ、学習の励みになる。

学習の目標が明確になり、主体的、計画的に学習を行うことができる。

学習成果の評価結果を生かして、ボランティアなどとして社会で活躍したり貢献したりでき、生きがいや充実感を得ることができる。

学習成果の評価結果を活用することにより、職業生活を向上させることができる。

当該機関等にとって

学習成果の評価結果を広く社会で活用できるような仕組みをつくることにより、行政、学校、企業、民間機関・団体などの連携・協力を促進することができる。

当該機関や当該事業の知名度や関心を高め、事業への参加者を増やすことができる。

修了証・認定証、単位、免状・資格の付与を通じて当該事業への参加状況を把握でき、事業の効果を知る一つの手がかりとすることができる。

学習者が取得した修了証・認定証、単位、免状・資格は行政が人材を活用するときの一つの基準とすることができる。

社会にとって

学歴社会の弊害を打破し、生涯学習社会の建設に寄与することができる。

学習成果の評価結果を社会で活用する仕組みをつくることにより、埋もれていた人材を発掘し、社会に必要な人的資源を確保できるようになる。

修了証・認定証、単位、免状・資格などを取得した人々に活躍してもらうことにより、まちづくりの推進や地域の活性化を図ることができる。

ウ 学習成果の評価の原則

学習成果の評価について、前出『学習成果の社会的評価システム構築に関する調査研究』報告書は、生涯学習成果の評価は、生涯学習を支援するという観点に立った学習成果の評価であるという視点から、次の三つの原則を挙げている。

評価からの自由の原則

学習成果の評価を求めるかどうかは学習者の自由であるから、それを強制的に行うことがあってはならないし、そのような雰囲気を作らないようにしなければならない。

評価独立の原則

学習成果の評価を求めない人もいるので、学習成果の評価を学習機会の提供の仕組みや学習成果の活用の仕組みの中に組み込まず、学習成果の評価サービスの仕組みを他の仕組みから独立させて作る必要がある。

人物評価排除の原則

学習成果の評価では、ややもすると生得的な資質・能力そのものを評価するような人物評価をも行いやすいが、学習成果の評価は知識・技能の習得や学習時間の累積について行うものであるから、差別につながるような人物評価を行わないようにしなければならない。

(3) 学習成果の活用に関する基本的な考え方

ア 生涯学習の成果を生かすことの意義

平成9年3月の生涯学習審議会『生涯学習の成果を生かすための方策について(審議の概要)』は、学習成果を様々な方法と場で積極的に生かしていくことは、学習者自身にとっても、また、地域社会や産業界にとっても、次のような点で有意義であると指摘している。

学習者の生きがいや生活の励みになり、自己実現につながる。また、学習成果を具体的に生かすことができることにより、学習の意欲がより一層高まる。

地域や社会の諸活動に積極的に関わっていくことは、人々の触れ合いや仲間づくりの機会を創出し、豊かな人間関係の形成や地域社会の活性化につながる。

新たに得た知識、技術を職業生活に生かしていくことは、学習者自身のキャリア向上のみならず、産業社会の発展にもつながる。

学歴のみならず多様な学習成果をキャリア向上に生かしていくことは、生涯学習社会構築の目的の一つである学歴偏重社会の弊害の是正につながる。

イ 学習成果の活用の種類

平成9年6月に文部省生涯学習局から出された研究開発報告書『地域における生涯大学システムの整備について』は、学習成果の活用の種類について、その目的や内容等から、次のように整理している。

「学習者が自分自身のために成果を活用する」

ア 学習活動の継続・深化に役立てる。

イ 国家資格等の取得など、職業生活の向上に役立てる。

ウ 各種モニターやコンクール等へ応募の際の学習歴として役立てる。

エ 家庭生活、日常生活の向上に役立てる。

「学習者が自分の学習成果を発表、発信する」

ア 展示会、発表会等の場で発表する。

イ インターネットやテレビ・ラジオ等で発信する。

ウ 広報紙、民間情報誌等で発表する。

「学習者が学習グループ等をつくり活動する」

ア 他の学習グループと交流しネットワークづくりを行う。

イ 自主講座の実施やイベント等をプロデュースする。

「学習者が講師等として活動する」

ア 公民館等が実施する各種講座の講師や助言者として活動する。

イ 大学、高等学校等の非常勤講師として活動する。

「学習者が地域のリーダーやボランティアとして活動する」

ア 地域づくり、まちづくり等のリーダーとして活動する。

イ 家庭教育やスポーツ分野等の指導員として活動する。

ウ 社会教育施設(図書館、博物館等)ボランティアとして活動する。

エ 青少年の学校外活動のボランティアとして活動する。

- 「社会福祉、環境問題等の各種ボランティアとして活動する」
- ア 点字、介護等のボランティアとして活動する。
 - イ 自然保護、リサイクル運動等のボランティアとして活動する。
 - ウ 海外援助、在日外国人への援助等のボランティアとして活動する。
- 「生涯大学システムの各種の事業等における協力者として活動する」
- ア 学習情報の収集・提供、学習相談の協力者として活動する。
 - イ 生涯大学システムの企画・運営協力者として活動する。

ウ 学習成果の活用支援

前出『地域における生涯大学システムの整備について』では、学習成果の活用支援の基本的な考え方と具体化の視点を次のように整理している。

(ア) 活用支援の基本的な考え方

活用支援は、活用の機会の開発や必要な情報提供など、学習者自身の意欲や自発的な行動を側面から支援することが基本であり、学習者に活用の機会を保証したり、まして義務づけたりするものではない。

社会参加活動のすべてが何らかの学習の蓄積を必要とするというものではない。

学習成果の活用は望ましいことだが、人々が学習を継続すること自体が、地域の教育機能の充実や地域文化の継承・創造等につながるという社会的な意義を有するものであり、学習成果の活用に結びつかない学習があったとしても否定的に捉えるべきでない。

社会参加活動も一つの学習活動として位置づけられるものである。

学習者の中には、学習成果を生かした社会参加の機会を特に求めない人々も多く、これらの多様な考え方を理解する必要がある。

(イ) 活用支援の具体化の視点

関連機関・施設との連携・協力

地域における学習成果の活用や社会参加の機会に関する内容や、その参加・受入条件、実施機関・施設等の現状の把握に努める必要がある。

その際、学習成果の活用や社会参加の意義について、これらの機関・施設等の理解を深めてもらうため、継続的な普及・啓発に努める必要がある。

学習者のネットワークづくり

学習成果の活用や社会参加活動の実際においては、学習者自身の主体性こそ重要である。活用の場や機会に関する情報は、学習者間の情報交換によっても得られるものである。例えば、実践者から直接話を聞くことなどによって、学習者に有益な情報やヒントが得られることも多い。

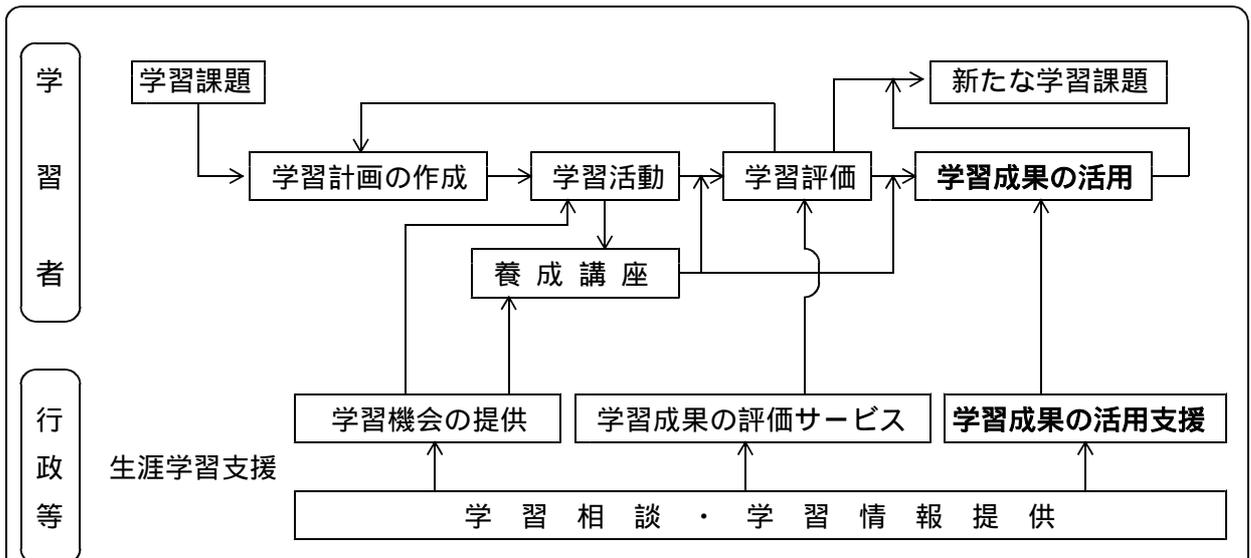
このため、今後は、学習者同士が交流し自由に情報交換や相談し合えるような仕組みやネットワークを形成する必要がある。

活用情報の提供と相談

これまでの各都道府県等における学習情報の提供・学習相談サービスは、学習機会の選択に対する援助が中心となってきたが、今後は、学習成果の活用の機会に関する情報の収集・提供や活用方法に関する相談にも取り組む必要がある。

エ 学習成果の活用と活用支援

学習者の学習プロセスから見た場合の、学習成果の活用と活用支援等の位置づけは、平成8年3月の青森県教育委員会報告書『青森県民カレッジシステムに関する研究開発』の中で、淑徳短期大学浅井経子教授は次のようにまとめている。



学習者の立場から見た場合、最初に学習課題があり、次に学習計画をたてる。そして、自分の学習計画にそって学習活動をする。自分の学習について評価し、計画を修正しながら繰り返し学習を続けていく。ある程度、学習課題が解決できると、「学習成果の活用」へと進むことになる。具体的な活用を考えない場合には、新たな学習課題に取り組んでいくこともある。

また、自分でずっと学習していることとは別に、活用につなげていくために養成講座を受講して学習評価をしたり、直接、学習成果の活用に結びつけることもある。

次に、行政等の立場から見た場合、「生涯学習支援」がある。生涯学習支援は、行政等が、学習者を支援するためにどのようなことを行っていくかということである。学習活動の段階では、学習機会を提供するという支援、学習者が学習評価を行う場面では、学習成果の評価サービスを行うという支援、学習者が学習成果をいろいろな場面で活用したいという場合には、活用支援を行う。さらに、プロセス全体に関わって、学習相談や学習情報提供などによる支援が必要となる。

3 県内市町村における学習成果の評価と活用に関する調査結果

本研究の推進に当たり、県内59市町村教育委員会における、学習成果の活用に関する現状を把握するため、「学習成果の評価」、「学習成果の活用」、「学習成果の活用を見込んだ学習機会の提供」の3点について、平成11年11月に調査を行った。以下、その概要について述べる。

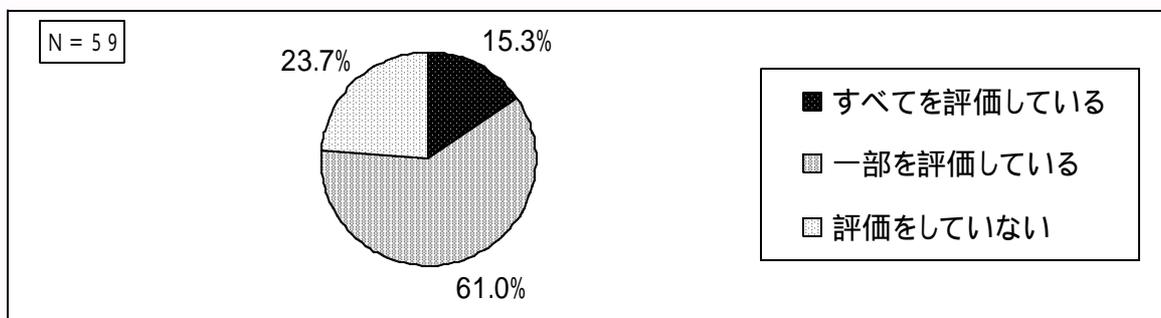
(1) 調査結果

ア 学習成果の評価

(ア) 評価の実施の有無

- 学習成果の評価の実施の有無は、「すべてを評価している」が15.3%(9教育委員会)、「一部を評価している」が61.0%(36教育委員会)で、全体の76.3%(45教育委員会)が何らかの評価をしている。
- 「評価をしていない」は、全体の23.7%(14教育委員会)である。

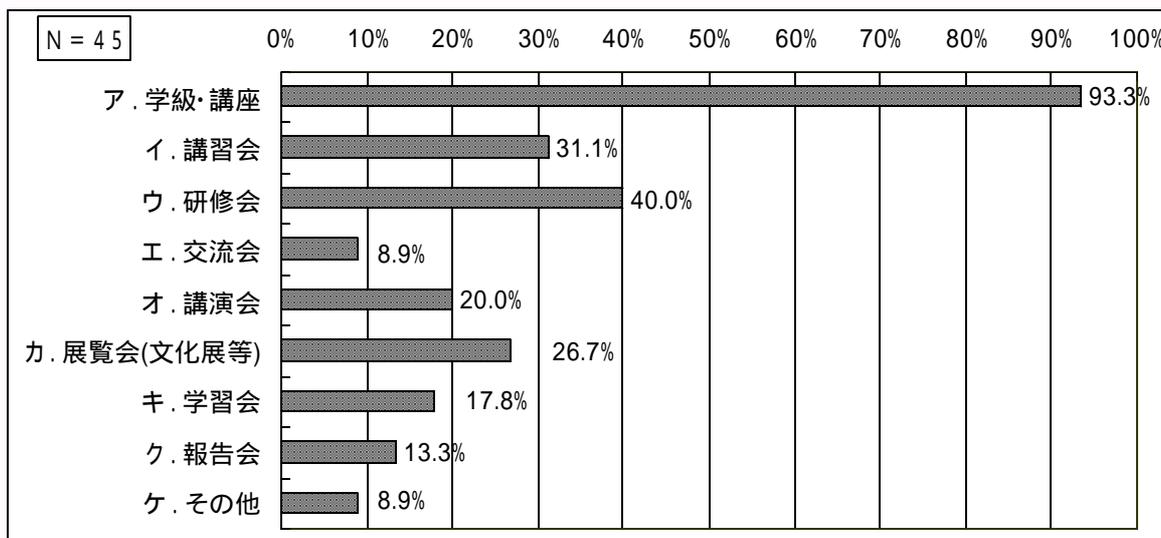
図3 評価の実施の有無



(イ) 評価を実施している事業内容

- 「評価を実施している」と回答した45教育委員会の事業内容は、「学級・講座」が93.3%(42教育委員会)と最も多く、以下「研修会」が40.0%(18教育委員会)、「講習会」が31.1%(14教育委員会)となっている。

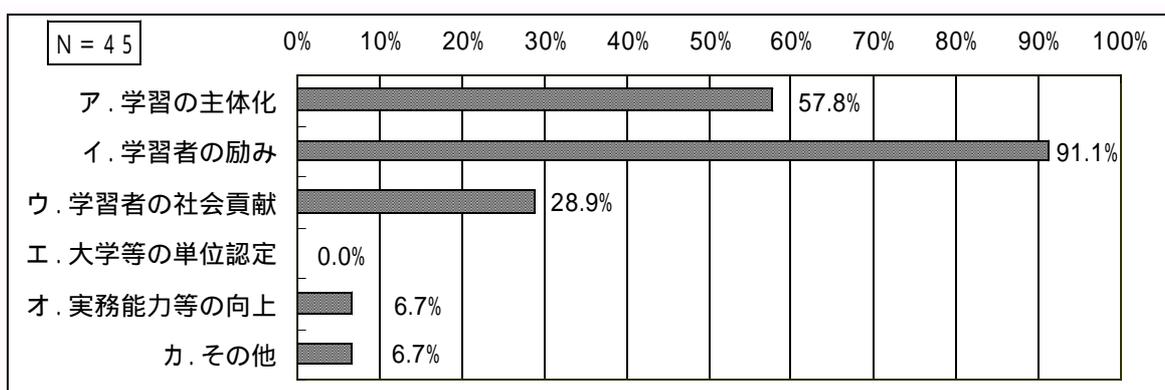
図4 評価を実施している事業内容（複数回答）



(ウ) 評価の意義(ねらい・目的)

- 評価に取り組むねらいや目的は、「学習者の励みとするため」が91.1%(41教育委員会)、と最も多く、以下「学習目標を明確にし、主体的・計画的に学習させるため」が57.8%(26教育委員会)、「学習者が社会に貢献し、活躍できるようにするため」が28.9%(13教育委員会)となっている。
- 「大学、短大、専門学校などの単位として認定するため」については、取り組みをしている教育委員会はない。

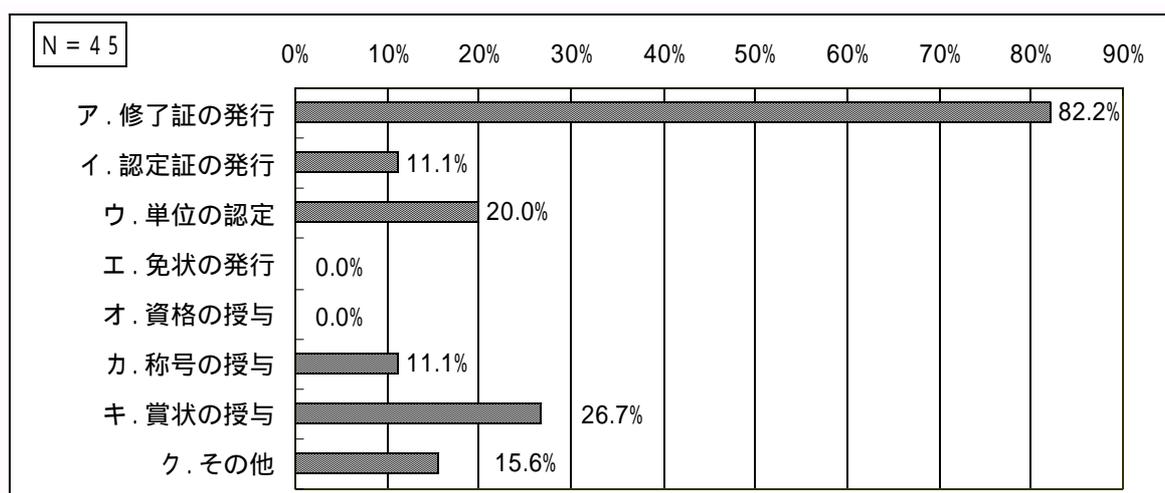
図5 評価の意義(ねらい・目的)(複数回答)



(I) 評価の仕方

- 評価の仕方は、「修了証の発行」が82.2%(37教育委員会)と最も多く、以下「賞状の授与」が26.7%(12教育委員会)、「単位の認定」が20.0%(9教育委員会)となっている。
- 「その他」の内容は、「卒業証書の発行」、「報告書等の発行」、「講座の皆勤賞」、「研修旅行への参加の特典」などとなっている。

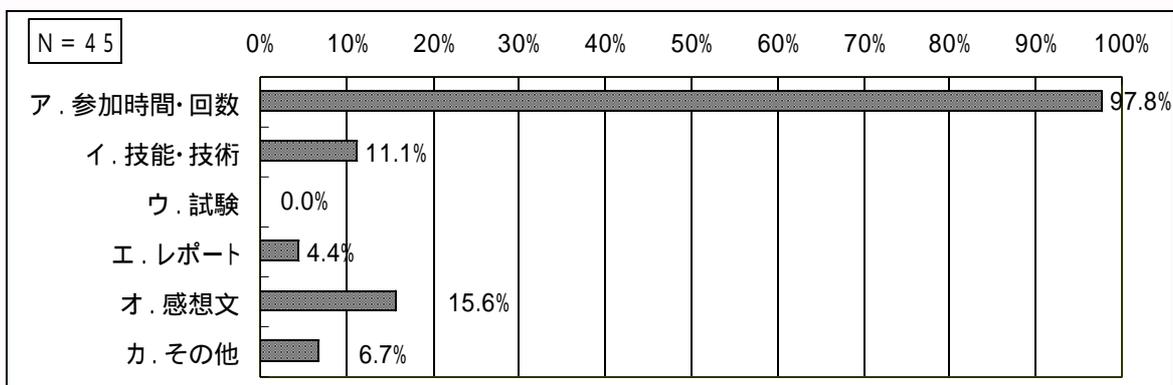
図6 評価の仕方(複数回答)



(イ) 評価の条件

- 評価の条件は、「参加時間・回数」が97.8%(44教育委員会)と最も多く、以下「感想文」が15.6%(7教育委員会)、「技能・技術」が11.1%(5教育委員会)となっている。

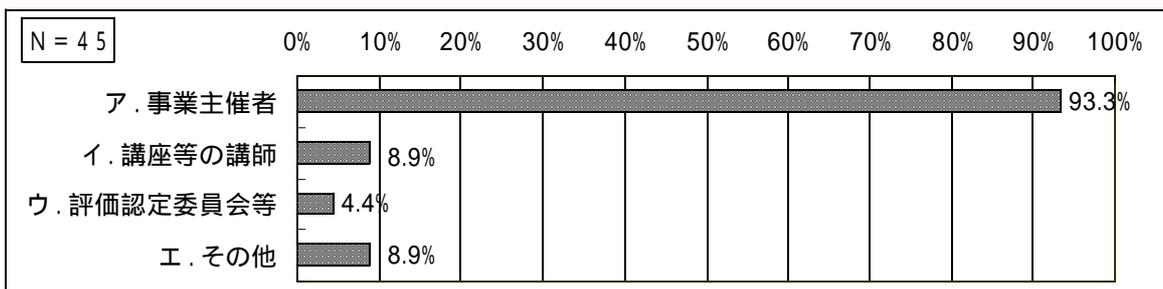
図7 評価の条件（複数回答）



(カ) 評価の主体（評価者）

- 評価の主体は、「事業主催者」が93.3%(42教育委員会)と最も多い。「その他」の内容は、事業主催者とは別に評価を行っている「生涯学習推進本部」、「町民大学事務局」、「審査委員会」などを挙げている。

図8 評価の主体（複数回答）

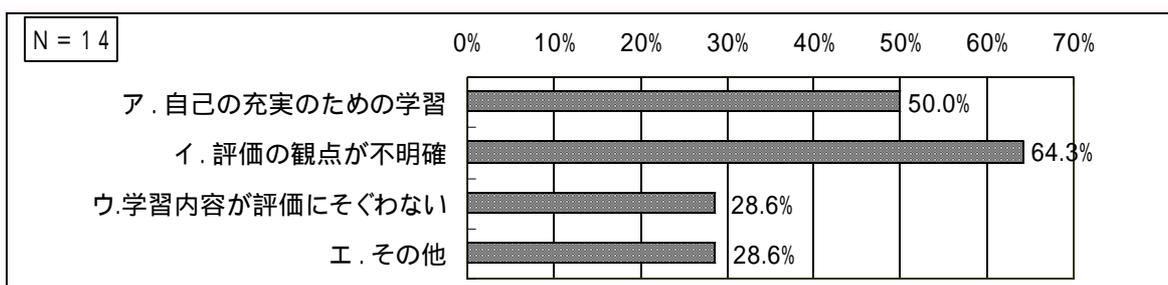


(キ) 評価を実施していない理由

「評価をしていない」と回答した全体の23.7%にあたる14教育委員会の、評価を実施していない理由は次のとおりである。

- 評価を実施していない理由は、「評価の観点が明確でないから」が64.3%(9教育委員会)、「自己の充実のための学習であるから」が50.0%(7教育委員会)となっており、「その他」の主な内容は、「評価方法がわからないから」(2教育委員会)、「評価後の活用の見通しが立てられないから」(1教育委員会)を挙げている。

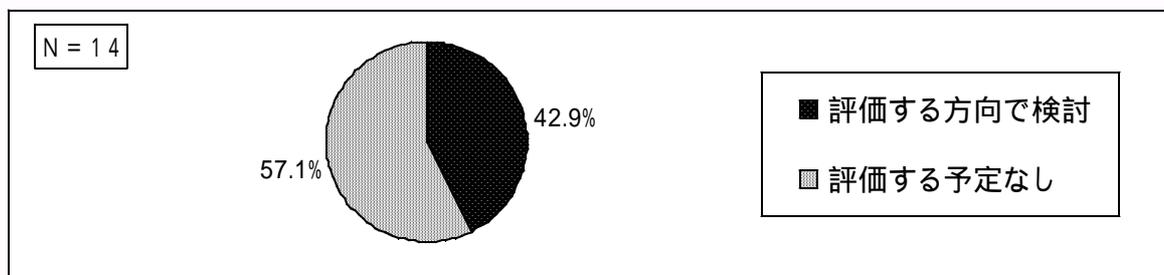
図9 評価を実施していない理由（複数回答）



(ク) 評価を実施していない場合の今後の方向性

- 「評価をしていない」と回答した14教育委員会の評価の方向性は、「今後、実施する方向で検討する」が42.9%(6教育委員会)であり、その理由の主なものは、目的として「地域づくりの人材育成のため」と「表彰制度の確立」、方法として「評価方法がわかれば実施したい」と「高齢者教室で修了証の発行を検討」などである。
- 「今後も、実施する予定はない」は、57.1%(8教育委員会)である。

図10 評価の方向性

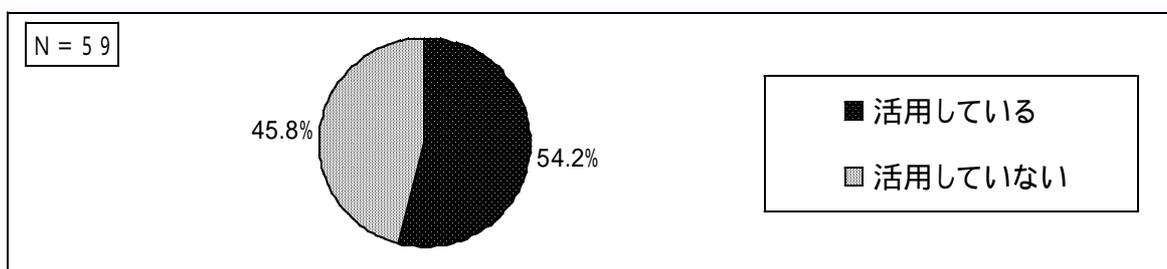


イ 学習成果の活用

(7) 活用の有無

- 学習成果の活用の有無は、「活用している」が54.2%(32教育委員会)、「活用していない」は45.8%(27教育委員会)である。

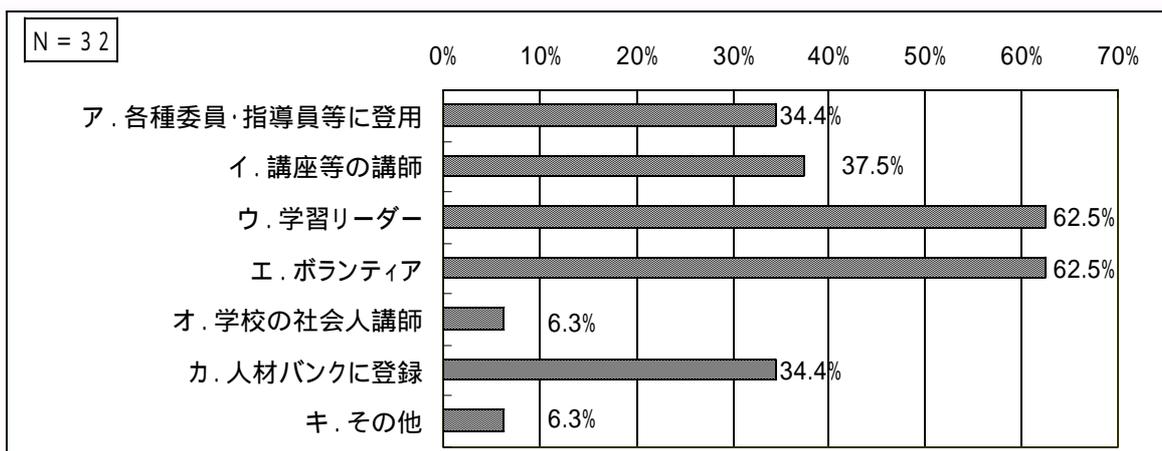
図11 活用の有無



(1) 活用の仕方

- 活用の仕方は、「学習リーダーとして活用する」と「ボランティアとして活用する」が62.5%(20教育委員会)と多く、以下、「講座等の講師として活用する」37.5%(12教育委員会)、「各種委員・指導員に登用する際の参考にする」と「人材バンクに登録する」が34.4%(11教育委員会)となっている。
- 「学校の社会人講師として活用する」は6.3%(2教育委員会)と少ない。
- 「その他」の主な内容は、「各種イベント、行事等のスタッフ等として活用する」を挙げている。

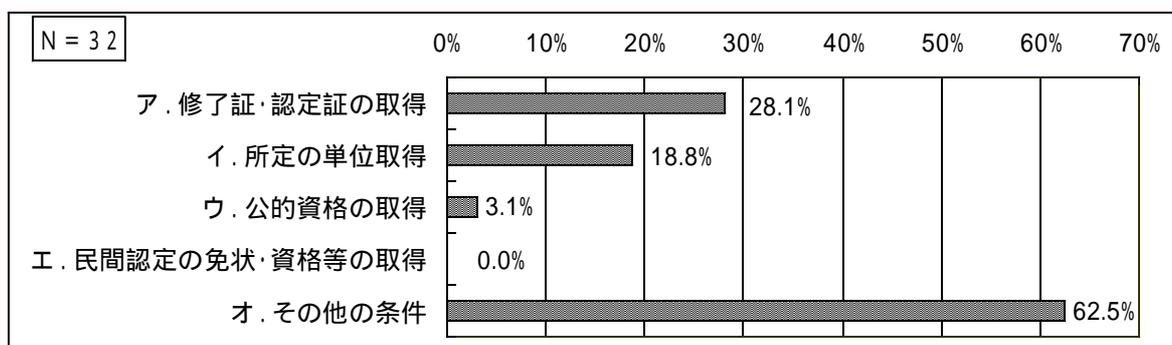
図12 活用の仕方（複数回答）



(ウ) 活用の条件

- 活用の条件は、「修了証・認定証を取得している」が28.1%(9教育委員会)、次いで「所定の単位を取得している」18.8%(6教育委員会)となっている。
- 「公的資格を取得している」を条件としているのは3.1%(1教育委員会)である。
- 「民間認定の免状・資格・合格証等」を取得している」を条件としている教育委員会は無い。
- 「その他の条件」の主な内容は、「力量、能力、技能、適正、活用条件等を判断」(7教育委員会)が最も多く、以下「ボランティア活動は本人の希望による」(4教育委員会)、「自主的、主体的に活動できる人」(1教育委員会)、「実績」(1教育委員会)、「専門講座の修了」(1教育委員会)、「特に条件を定めない」(6教育委員会)を挙げている。

図13 活用の条件（複数回答）



(I) 活用上の問題点

- 活用上の問題点は、「活動場数が少ない」が59.4%(19教育委員会)と最も多く、以下、「人材バンクの制度が不十分である」が18.8%(6教育委員会)、「活動中の事故に対する補償が不十分である」6.3%(2教育委員会)、「評価の基準が曖昧になっている」3.1%(1教育委員会)となっている。
- 活用上の問題点の具体的な記述は表1のとおりである。

図14 活用上の問題点（複数回答）

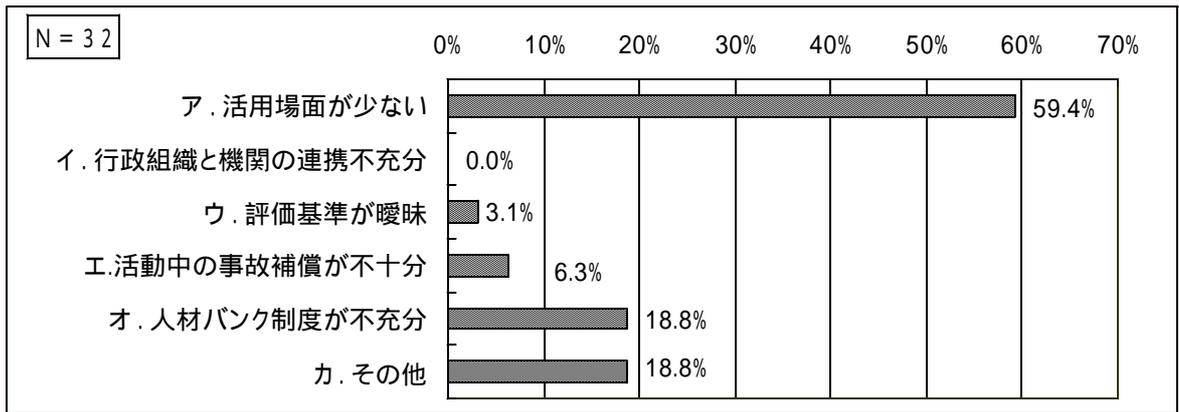


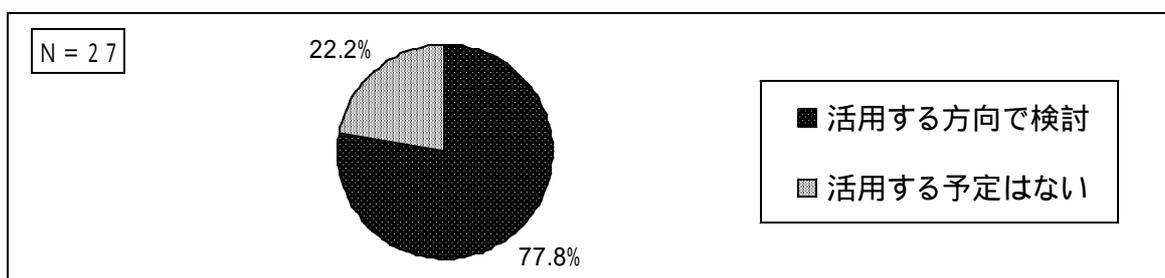
表1 活用上の問題点（各項目に対する具体的記述）

項目	具体的な問題点等（実数）
ア 活用場面が少ないこと	<ul style="list-style-type: none"> ○ PR不足のため、地域で活用されていない(3) ○ 該当する事業機会が少ない(2) ○ 住民からの要請がない(1) ○ 人材バンクに登録しても活用される機会がない(1) ○ 活用できる人材が少ない(1) ○ 利用者のニーズと合致しない場合があり、限られた分野のみ活用している(1) ○ 町村民大学から独立し、学びサークルへの移行が多い(1) ○ 活用する体制がまだ確立していない(1) ○ 日程調整が困難(1)
イ 行政組織と機関の連携が不十分であること	なし
ウ 評価の基準が曖昧になっていること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登録の際の審査基準が曖昧になっている(1)
エ 活動中の事故に対する補償が不十分であること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公民館までの移動中の事故補償(1) ○ 地域の事業活動に公的補償を考えていない(1)
オ 人材バンクの制度が不十分であること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 正式な登録制度が未整備(1) ○ 登録が全市的になっていない(1) ○ 登録者が高齢化している(1) ○ 更新が遅れ気味(1) ○ 登録の範囲を拡大し、人数を多くしたい(1)
カ その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 報酬を受けるレベルに届かない、反面無報酬では活動してくれない(1) ○ 学習が指導できるまで直結するものでなく、リーダーとして活用はしても、体系化は困難(1) ○ 学習成果を活用できる学習の場を提供することが先決課題(1) ○ 指導者が一部の人に偏る(1) ○ 問題点は特にない(1)

(イ) 活用の方向性

- 「活用していない」と回答した27教育委員会のうち、「活用する方向で検討する」が77.8%(21教育委員会)、「活用する予定はない」が22.2%(6教育委員会)となっている。

図15 活用の方向性

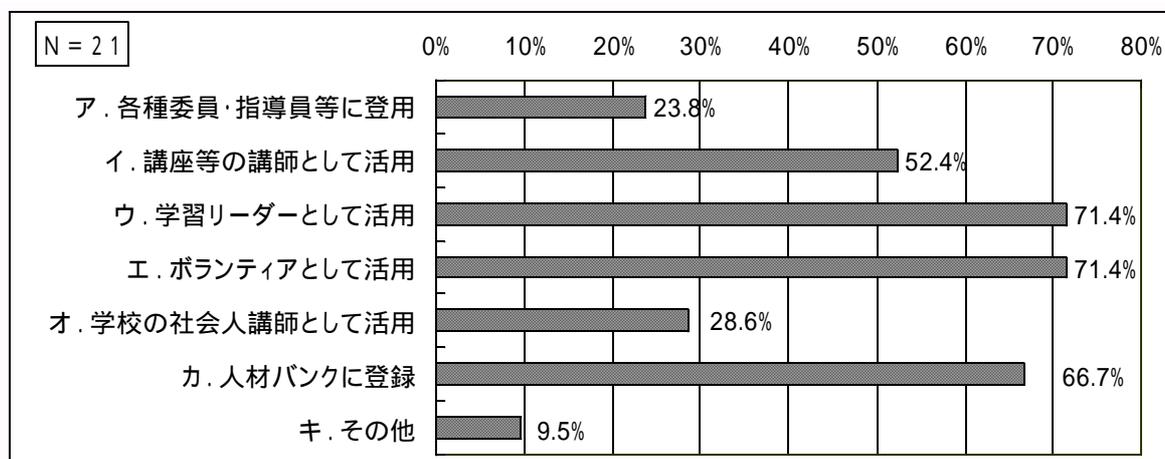


(カ) 活用の方向で検討する場合の活用の仕方

「活用する方向で検討する」と回答した21教育委員会(77.8%)の、活用の仕方は次のとおりである。

- 活用の方向で検討する場合の活用の仕方は、「学習リーダーとして活用する」と「ボランティアとして活用する」が71.4%(15教育委員会)と最も多く、以下「人材バンクに登録する」が66.7%(14教育委員会)、「講座等の講師として活用する」が52.4%(11教育委員会)となっている。
- 「その他」は、「講座開催に係る実習等の協力者、助手等」、「参加型講座を開設する際、企画、立案を行う等、運営の中心者として活用する」が挙げられている。

図16 活用の方向で検討する場合の活用の仕方(複数回答)



(キ) 活用の予定がない理由

「活用する予定はない」と回答した6教育委員会(22.2%)の理由は次のとおりである。

- 規定単位を取得した学習者の中の希望者を学習ボランティアとして登録し、活動の機会を設けているが、未だ該当者(最高位称号者)がないため未活用の状況にある(1)
- 過去に人材バンク登録を進めたが、登録者が少なく、現在は活用していない(1)
- 体系的、専門的な内容の学習機会提供は困難だから(1)
- 学習成果に結びつく事業を実施していない(1)
- 学習の趣旨が、学習成果の活用を目的としていない(1)

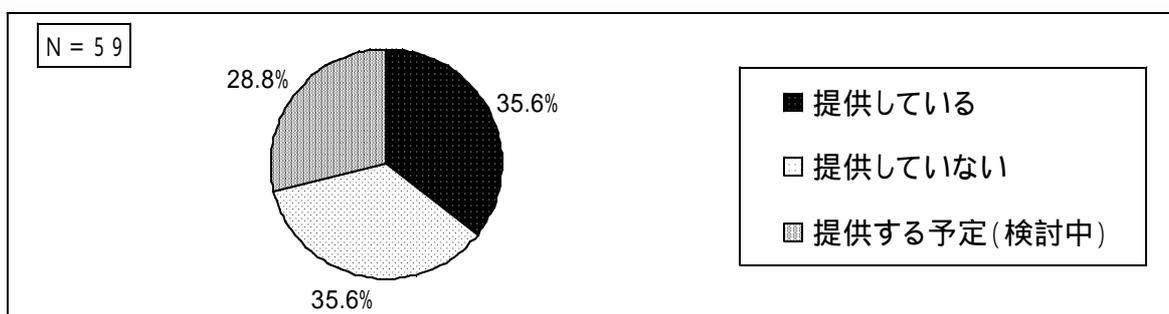
- 活用の必要性がない(1)
- 単位認定方式への疑問がある(1)
- 気軽に誰でも受講できる講座開催を心がけている(1)
- 生涯学習推進の遅れがあり、推進体制確立が先決である(1)

ウ 学習成果の活用を見込んだ学習機会の提供

(ア) 学習機会の提供の有無

「活用を見込んだ内容のものを提供している」が35.6%(21教育委員会)、「提供していない」が35.6%(21教育委員会)、「今後、提供する予定(検討中)」が28.8%(17教育委員会)となっている。

図17 学習機会の提供の有無



(イ) 活用を見込んだ学習機会の提供内容

学習成果の活用を見込んだ学習機会の提供内容については、市町村民大学などのような学習機会を8教育委員会が提供、図書館ボランティア養成講座や環境講座などのように活用目的が明確な学習機会を13教育委員会が提供している。

「評価も活用もしている」のは15教育委員会で、「評価をしており、学習者が単位修得後に活用する予定」が2教育委員会、「評価をしていないが活用はしている」が3教育委員会、「評価をしていないが学習者が単位修得後に活用する予定」が1教育委員会となっている。

活用を見込んだ学習機会を提供するに当たって、評価の意義の一つとして「学習者の社会貢献」を挙げているのは10教育委員会である。

なお、活用を見込んだ学習機会を提供している教育委員会の評価と活用の現状についてまとめたものが表2である。

表2 活用を見込んだ学習機会を提供している教育委員会の評価と活用の現状

活用を見込んだ学習機会の提供内容				
	講座名	学習内容	時間	活用の仕方
1	町民大学	生涯学習の出会い、自然、文化、人間とのふれあいなどを学習する	修了30単位以上 卒業90単位以上	町主催事業の講師、補助員等として活用
2	生涯学習単位認定事業 (町民大学)	選択コース(人づくり・生きがいづくりコース、健康・体力づくりコース、豊かな生活・まちづくりコース)	300単位以上の 修得で卒業	卒業生を学習ボランティアとして活用予定
3	町民大学・大学院	必修科目(開講式、講演、まちづくり)と専門科目(自然環境、文化・教養、生活、健康)を学習する	必修40単位、専門120単位以上 修得で大学卒業	各地区の生涯学習推進員や学習リーダーとして活用
4	町民大学・大学院	高齢化時代にどう対処するか広く学習し、知る機会を提供する	年間20時間	地域の活動指導者として 資質を高める
	子ども会指導者研修会	子ども会の運営方法、活動の指導方法を学習する	年間20時間	地域の父兄を企画の取り組み等で活用を図る
5	指導者養成講座	パウチ押し花の技術習得	年間 6時間	趣味講座等の講師・協力者として活用
6	生涯学習士認定事業 (市民大学)	生涯学習講座全般、生涯学習士で希望者は文部省認定「生涯学習指導者養成講座」の受講助成	1単位2時間、100 単位取得者を生涯 学習士に認定	生涯学習指導員として任命し、学習リーダーや地域活動の指導者として活用
7	町民大学	健康、消費生活、環境問題、まちづくりなどについて学習する	年間28講座 80時間	学習リーダーとして活用
8	生涯学習リーダーバンク事業	講師の派遣を行う	通年(1回2時間)	講師等として活用
9	少年指導員養成講座	少年指導員の役割、野外活動の方法や技術、救急法などを学習する	25単位 年間41時間	市の少年指導員として活用
	図書館ボランティア養成講座	図書に関する内容を学習する	年間 6時間	図書館ボランティアとして活用
10	古文書講座	町内の古文書の解読を学習する	年間24時間	学習講師として活用
	郷土史教室	町内外の歴史探訪と歴史を学習する	年間24時間	地域の学習リーダーとして活用
11	少年団活動ボランティアセミナー	ボランティアとしての基礎的能力を養成する	5回コース(1回は野外活動) 年間24時間	野外活動体験事業、創作活動、レク・ゲーム等のボランティアとして活用
12	環境講座	住み良い地域、地球を維持するための意識を高揚させる学習	年間43時間	市内の環境美化、保全のボランティアとして活用
13	環境セミナー	生活と環境のかかわり、環境における現状と課題を学習する	年間20時間	地域の環境学習推進リーダーとして活用
14	茶道教室	中学生対象の茶道、お点前の習得	年間10回 20時間	芸術文化祭におけるボランティアとして活用
15	スタッフ研修	ホールの舞台オペレーターを育成する	年間100時間	ホールでの公演事業のボランティアとして活用
16	舞台オペレーター講座	舞台照明、音響操作等を学習する	年間15時間	村民ホールの運営ボランティアとして活用
17	16ミリ映写機操作技術講習会	視聴覚教育理論、映写機操作技術講習	年間 7時間	子ども映画会等の地域活動ボランティアとして活用
18	子ども会育成会指導者研修会	子ども会活動について学習する	通年	子ども会のボランティアとして活用
19	マジック教室	手品の講習	年間 5回	村内の各種大会への参加や児童館での発表等
	ミセス講座	盆踊り太鼓の講習	年間 5回 (1回3時間)	村の各種大会への参加
20	おはなしドロップ	幼児へ読み聞かせ、紙芝居の学習	毎週1回(1時間)	図書館ボランティアとして活用
	子どもふるさと教室	伝承遊び、ミズキ飾りの学習	年間 5時間	ボランティアとして活用
21	町民セミナー歴史コース	地域の歴史を学習する	年間16時間	町の史跡案内ボランティアとして活用

	学 習 成 果 の 評 価					学 習 成 果 の 活 用	
	評価の有無	評 価 の 意 義	評価の仕方	評価の条件	評価の主体	活 用 の 仕 方	活用条件
1	あり(全部)	学習の主体化 社会貢献	修了証発行 単位認定	時間・回数 レポート 感想文	事業主催者	学習リーダー ボランティア 人材バンク	修了証等の 取得、単位 の取得
2	あり(全部)	学習の主体化 学習者の励み 社会貢献、その他	認定証発行 単位認定 称号授与	時間・回数、 地域外での 学習も評価	事業主催者 認定委員会等	学習リーダー(祝) ボランティア(祝) 人材バンク(祝)	単位の取得
3	あり(全部)	学習の主体化、学習 者の励み、社会貢献、 職業生活等の向上	修了証発行 単位認定 その他	時間・回数	生涯学習推進 本部	各種委員 ボランティア	単位の取得、 ボランティアは個 人の希望
4	あり(全部)	学習の主体化 学習者の励み 社会貢献	修了証発行 賞状授与	時間・回数 技能・技術	事業主催者	各種委員 学習リーダー ボランティア	修了証等の 取得、公的 資格の取得
5	あり(全部)	学習者の励み	修了証、認定 証、単位認定 称号授与	時間・回数	町民大学事務 局	講座等の講師 学習リーダー	該当する専 門講座の修 了
6	あり(一部)	学習者の励み その他	認定証発行 単位認定	時間・回数	事業主催者	各種委員 講座等の講師	単位の取得
7	あり(一部)	学習の主体化 学習者の励み	修了証発行 賞状授与	時間・回数 その他	事業主催者 その他	学習リーダー(祝) ボランティア(祝)	
8	あり(一部)	学習の主体化 学習者の励み	修了証発行	時間・回数	事業主催者	各種委員、講座等の 講師、学習リーダー	活用条件に 合うか判断
9	あり(一部)	学習の主体化 学習者の励み 社会貢献	修了証発行	時間・回数	事業主催者	学習リーダー ボランティア	修了証等の 取得
10	あり(一部)	学習の主体化 学習者の励み 社会貢献	修了証発行 賞状授与	時間・回数	事業主催者 講座等の講師	各種委員、学習リ ダー、ボランティア、学校 の講師、人材バンク	修了証等の 取得、公的 資格の取得
11	あり(一部)	学習の主体化 学習者の励み	修了証発行	時間・回数 感想文	事業主催者	講座等の講師、ボラ ンティア、人材バンク	主体的に活 動できる人
12	あり(一部)	学習の主体化、学習 者の励み、社会貢献	修了証発行 賞状授与	時間・回数	事業主催者	講座等の講師、ボラ ンティア、人材バンク	単位の取得
13	あり(一部)	学習者の励み	修了証発行	時間・回数	事業主催者	学習リーダー ボランティア	特に条件な し
14	あり(一部)	学習の主体化、学習 者の励み、社会貢献、 職業生活等の向上	修了証発行 賞状授与	時間・回数 技能・技術	事業主催者 講座等の講師	各種イベント、行 事等のスタッフ	実績
15	あり(一部)	学習の主体化 学習者の励み	修了証発行	時間・回数	事業主催者	各種委員 講座等の講師	事業におけ る適任者
16	あり(一部)	学習の主体化、学習 者の励み、社会貢献	学習成果の 発表等		事業主催者	学習リーダー、ボラ ンティア、人材バンク	子どもに対 する指導力
17	あり(一部)	学習者の励み 社会貢献	修了証発行 賞状授与 皆勤賞	時間・回数 技能・技術 感想文	事業主催者 講座等の講師、 認定委員会等	地域活動のボラン ティア等	修了証等の 取得
18	なし					各種委員、講座等の 講師、学習リーダー	指導力 力量
19	なし					学習リーダー ボランティア 人材バンク	参加者全員 を対象とし て活用
20	なし					各種委員 ボランティア	特に条件な し
21	なし					ボランティア(祝)	

(2) 調査結果のまとめ

ア 学習成果の評価

(ア) 評価の現状

県内45の教育委員会で何らかの形で学習成果を評価している。各市町村における生涯学習環境の整備が着実に進む中、学習成果の評価についての取り組みが広がっている。

学習成果の評価は、事業主催者が主体となっていて行われていることが多く、学級・講座や研修会、講習会などの参加時間数や出席回数をもとに数量的にカウントしやすいものを中心に実施され、学習の励みとなるよう修了証、賞状、単位、称号などを与えている。

また、修了証などを与えることは、一定の学習が行われたことを証明する方法や手段となるとともに、地域のボランティアや講師として社会的に活用しようとする際の条件の一つとして利用できるという点で意義がある。

(イ) 今後の方向

現在、学習成果の評価を実施していない14教育委員会の中で、6教育委員会が今後の実施を検討している。実施していない理由として、「評価の観点が明確でない」、「自己の充実のための学習である」、「学習内容が評価にそぐわない」、「評価方法がわからない」、「評価後の見通しが立たない」などを挙げている。

今後、評価の観点や評価方法が明らかになり、活用の条件が整えば、評価を実施する教育委員会が増えてくるものと考えられる。

イ 学習成果の活用

(ア) 活用の現状

学習成果の活用は、県内の半数以上に当たる32教育委員会で実施されており、このうち26教育委員会では「評価も活用もしている」。19教育委員会は「評価を行っているが活用はしていない」。

活用の仕方は、「学習リーダー」、「ボランティア」、「講座等の講師」、「各種委員や指導員」等がある。その際、人材バンクに登録しないで活用する場合と、人材バンクに登録した後活用する場合がある。活用に当たっては、修了証・認定証の取得や所定の単位取得が条件の一つとなっている。

学習リーダー等の指導者として活用する場合は、修了証などの取得に加えて、力量、技能、実績等を条件としており、人材バンクへの登録などが行われている。

活用上の問題点として、「活動場数が少ないこと」、「人材バンク制度が不十分であること」などが挙げられている。

(イ) 今後の方向

現在、学習成果を活用していないのは27教育委員会であり、その中の21教育委員会が今後、「学習リーダー」や「ボランティア」、「人材バンク登録」、「講座等の講師」としての活用を検討している。

また、「活用はしていない」19教育委員会では評価はしており、今後「活用もする方向で検討」している。生涯学習のもつ多様な意義から評価することがなじまないものもあるもの

の、評価の観点や評価方法が明らかになり、活用の条件が整えば、評価への積極的な取り組みが行われるものと考えられる。

ウ 学習成果の活用を見込んだ学習機会の提供

(ア) 学習機会の提供の現状

学習成果の活用を見込んだ学習機会の提供は、県内の3分の1以上に当たる21市町村教育委員会で実施されている。

その内容については、市町村民大学などのような総合化された学習機会を8教育委員会、図書館ボランティア養成講座や環境講座のように活用目的が明確な学習機会を13教育委員会が提供している。

(イ) 今後の方向

学習成果の活用を見込んだ学習機会の提供をしていない38教育委員会のうち、17教育委員会が「今後、提供する予定(検討中)」としている。社会的な活用の場の開発とともに、学習成果の活用を視野に入れた講座の開設が求められるようになると考えられる。

4 学習成果の活用に関する事業例

本県における「学習成果の活用」に関する事業例の中から、活用目的を明確にしたボランティア養成講座によるものを2例、様々なものを総合的に学ぶ市町村民大学から3例を取り上げた。

- 〔事例1〕 少年指導員養成講座修了者をボランティア指導者として活用（盛岡市）
- 〔事例2〕 環境講座修了者をボランティア指導者として活用（北上市）
- 〔事例3〕 町民大学の卒業生を地域の生涯学習推進員等として活用（岩泉町）
- 〔事例4〕 単位取得した学習者を学習ボランティアとして活用（石鳥谷町）
- 〔事例5〕 単位取得した学習者を学習ボランティアとして活用 - 生涯学習指導者養成講座の受講助成 - （久慈市）

(1) 事例1：少年指導員養成講座修了者をボランティア指導者として活用（盛岡市）

専門的学習を行うボランティア養成講座において、その講座修了者を青少年の学校外活動のボランティア（少年指導員）として活用している事例である。

盛岡市教育委員会では、地域における社会教育活動を促進し、青少年の健全育成の担い手となる学校外活動ボランティアの養成を目的として、昭和51年度より少年指導員養成講座を実施しており、今年度で24回目を迎えた。この間400人以上の学習者が講座を修了して少年指導員の認定を受け、地域のボランティアとして子供会活動の運営や子供会育成者（世話人）への協力を行っている。

この講座は、少年指導員に必要な基礎的理論や指導技術などの養成講座を実施して、その修了をもって活用につなげるものである。学習者が2年以内に18単位以上履修した場合、事業主催者が

ら修了証が授与される。さらにその修了者は、少年指導員として認定登録され、教育委員会から登録証及びバッジが交付される。

盛岡市「少年指導員養成講座」

< 「平成11年度少年指導員養成講座」開催要項より抜粋 >

- 1 趣旨
青少年の学校外活動の基盤強化と活性化を図るためには、地域の核となる青少年指導者の育成が急務と考えられることから、本講座は地域社会における社会教育活動の促進と、青少年の健全育成推進を担う、地域に定着したボランティア指導者（少年指導員）を養成するものです。
- 2 主催
盛岡市教育委員会、盛岡市教育振興推進委員会
- 3 後援（予定）
盛岡市社会福祉協議会、盛岡市町内会連合会、盛岡市自治公民館連絡協議会、盛岡市PTA連合会、盛岡市子ども会育成会連絡協議会、盛岡市少年指導員連絡協議会
- 4 受講資格（次のいずれかに該当する方）
 - (1) 町内会長（町内会が組織されていない地区については自治公民館長）または小中学校PTA会長から推薦を受けた方
 - (2) 子ども会等の青少年団体活動や育成に理解と関心のある方
 - (3) 地域に定着し、継続した活動が期待できる方
 - (4) 地域で実践的に子ども会等の指導に携わっている方
- 5 定員
20人（先着順）
- 6 講座の修了
少年指導員養成講座を2年以内に18単位以上履修された方に修了証を授与します。
- 7 少年指導員の認定
講座修了者は、少年指導員として認定登録され、教育委員会から登録証及びバッジが交付されます。
《少年指導員の役割》
子ども会等青少年団体の継続的な活動を促進すること。
子ども会等の地域における青少年団体の活動に協力し、指導・助言を行うこと。
子ども会育成者（世話人）に協力し、求めに応じた指導・助言を行うこと。
社会教育機関・団体などが行う青少年教育に関する事業・活動に協力すること。
その他地域における青少年団体活動の振興に協力すること。
- 8 受講申込
 - (1) 申込方法 申込書を郵送または持参してください。（電話でも受け付けます。）
 - (2) 申込先 盛岡市中央公民館
 - (3) 申込期限 平成11年8月18日(水)
- 9 講座日程

回	期 日	会 場	時 間	主 題	学 習 内 容	講師・協力者	単 位
1	8/25 (水)	中央公民館	18:45 ～20:45	開会行事	・少年指導員とは ・23期体験発表 ・班別交流	・事業係長 ・盛岡市少年指導員4名	2
2	8/28 、 8/29 (土・日)	区界高原少年自然の家	28日 14:00～ 29日 ～15:00	青少年指導技術 野外活動	・野外活動実習（テント設営、クラフト、野外炊事、ナイトハイク、自然観察、ネーチャーゲーム、かぶと山登山）	・盛岡市少年指導員4名	2
3	9/ 1 (水)	中央公民館	18:45 ～20:45	青少年の理解	・子どもの発達と小集団、青少年期の発達課題と集団活動の意義	・岩手大学助教 授	2
4	9/ 8 (水)	中央公民館	18:45 ～20:45	学校外教育論	・家庭と地域の教育機能 ・青少年育成と地域の役割	・元小学校長	2

5	9/22 (水)	中央公民館	18:45 ~20:45	青少年指導技術 プログラム ドッジボール指導	・子ども会活動の在り方 ・プログラム作成演習 ・ドッジボールコートの作り方	・盛岡市少年指 導員2名	2
6	9/29 (水)	中央公民館	18:45 ~20:45	青少年指導技術 救急法	・安全教育と救急法	・小児科院長	2
7	10/ 6 (水)	中央公民館	18:45 ~20:45	青少年指導技術 ゲーム・ソング	・集団遊びの意義 ・ゲームソーイングの実例	・盛岡市少年指 導員1名	2
8	10/13 (水)	中央公民館	18:45 ~20:45	青少年指導 ボランティア活動	・事例発表 ・少年指導員連絡協議会の活動	・盛岡市少年指 導員2名	2
9	10/20 (水)	中央公民館	18:45 ~20:45	青少年指導技術 クラフト ドッジボール指導	・クラフト指導のノウハウ ・リサイクルクラフト ・ドッジボールのルール	・盛岡市少年指 導員2名	2
10	10/23 (土)	西部公民館	10:00 ~15:00	青少年指導技術 クラフト ドッジボール指導	・クラフト指導の実際 ・ドッジボール審判技術講習	・盛岡市少年指 導員6名	2
11	10/30 (土)	河南公民館	15:00 ~18:00	閉会行事 修了記念講演	「いきいき牧場建設構想夢編」	・社会福祉法人いき いき牧場 施設長	2

< 成果と課題 >

少年指導員養成講座は昭和51年度から毎年続けられ、今年度で24回目となった。平成11年11月現在の盛岡市少年指導員登録状況は、314人(資格取得総数857人 - 抹消者数543人)であり、地域に定着したボランティアの役割は年々重要になってきている。

学習成果の活用を希望する者にとっては、ボランティアや指導者等としてチャレンジする機会となる。

(2) 事例2：環境講座修了者をボランティア指導者として活用（北上市）

専門的学習を行う環境講座において、その講座修了者を人材銀行に登録し、環境美化及び保全のボランティア指導者として活用している事例である。

北上市教育委員会では、時代の要請に即した現代的課題である環境保全に積極的に取り組み、住み良い北上市のみならず住み良い地球を維持するための意識高揚と啓蒙を図ることを目的として、「環境」に関わる講座を平成8年度から実施している。

この講座は、学習した成果を市民運動として生活実践に生かすなど、積極的な社会参加活動を促進することを学習目標として開設されており、今年度までで延べ162人が受講した。

講座修了者で希望する者については人材銀行に登録し、活用支援を行っている。この人材銀行は、学習成果の活用を促進するため「人材銀行活用事業」として実施されており、地域に潜在する各種技能者を掘り起こして登録し、各種研修、教室、大会などの講師やボランティアとして活用支援を行っている。

北上市「環境講座」

< 平成11年度国庫補助事業「環境講座」開設計画より抜粋 >

1 趣 旨

「水とみどり与健康のまち」づくりを推進している北上市では、時代の要請に即した現代的課題である「環境保全」にも積極的に取り組んでおり、種々の施策が実施されている。

しかし、環境問題は、一朝一夕に解決できない多くの課題をかかえている。私達には21世紀を展

望した着実な市民活動を盛り上げて、環境保全について将来に禍根を残さないようにする責務がある。

北上市中央公民館では、平成8年度から「環境」に関わる講座を開設してきたが、環境問題は分野が広範多岐にわたるので、平成11年度も継続して講座を開設し、住み良い北上市のみならず、住み良い地球を維持するための意識高揚と啓蒙を行っていかなければならない。

- 2 事業名 環境講座「ふれ愛の広場」
- 3 実施主体 北上市中央公民館
- 4 対象者 北上市内に居住または勤務する成人
- 5 定員 30人
- 6 学習期間 平成11年6月～10月 8回（計43時間）
- 7 学習場所 北上市中央公民館 他
- 8 受講料 無料（昼食代等実費）
- 9 学習プログラム

回	期 日	学 習 主 題	学 習 内 容	学習方法	予定講師	時間
1	6月 4日(金)	地球上の動植物は、今 <開講式> <自然保護>	「レッドリスト」について 開発と自然保護の課題 自然保護の努力	講義	湯田町の 講師	3
2	6月11日(金)	自然の美しさにふれよう <自然観察>	湯田町「未来の森」見学 ブナ林の恩恵 森林の野生動植物	現地観察 (湯田町)	湯田町の 講師	7
3	7月 2日(金)	母なる北上川よ永遠に <水質保全>	松尾鉦山鉦毒水処理施設見学 松尾鉦山鉦毒水とは 北上川の歴史	施設見学 (松尾村)		7
4	7月 9日(金)	ふるさとの川はきれいか <水質調査>	川の汚染の実態 水生生物による水質調査実技 指標生物の標本づくり	現地調査 (夏油川)	盛岡市の 講師	6
5	7月16日(金)	廃棄物を黄金の宝に <廃棄物処理>	廃棄物処理施設の見学 資源再利用の取り組み 資源保護の重要性	施設見学		7
6	9月19日(日)	クリーンなエネルギーを求 めて <エネルギー>	「束稲風力発電所」見学 新エネルギーとは 地域新エネルギーの実態	施設見学 (平泉町)		7
7	10月30日(土)	北上市のごみ問題 <ごみ回収>	北上市のごみ回収システム 北上市のごみ回収の工夫 北上市のごみ処理の課題	講義 話し合い	北上市環 境生活課 職員	3
8	11月14日(日)	砂漠植林に従事して <温暖化> <閉講式>	地球温暖化とは 地球温暖化の実例 地球温暖化防止の努力	講義	衣川村の 講師	3

< 成果と課題 >

環境講座は平成8年度から毎年継続し、平成11年度までの延べ受講者数は162人である。

環境問題は分野が多岐にわたっており、まだまだ啓蒙の機会が必要であることから、今後も社会参加活動の支援が必要である。

人材銀行については、新規の掘り起こしが少なくなったことと、高齢化のため登録者が減少傾向にあることが課題となってきている。また、登録者が一部の地域に限定している傾向もある。

(3) 事例3：町民大学の卒業生を地域の生涯学習推進員等として活用（岩泉町）

町民大学の卒業生を、地域の生涯学習推進員やボランティア等として活用している事例である。岩泉町教育委員会では、多様化、高度化する町民の学習要求に応え、平成6年度から岩泉町民大学、平成9年度からは岩泉町民大学大学院を開設した。

科目は、町の各課で主催する講座をはじめ、公民館、各教育機関で行われる事業等から計画されている。

町民大学の主催者は、入学希望者には取得単位の記録及び証明を行うための「学生証」を発行し、入学はしないが学習の記録を必要とする者には、「学びの手帳」を配布している。

学習の積み重ねは、単位（1時間1単位）として累積され、規定の単位を修得した学習者には、修了証書が授与される。

卒業認定は、修了を4回重ねた学習者または規定の単位を修得した学習者に対して行われ、卒業証書及び記念品が授与されるとともに学士の称も与えられる。また、希望に応じて岩泉町人材バンクに登録し、学習者の学習成果を生かした社会参加活動支援を行う。

また修了・卒業特別研修として、毎年度の修了・卒業生に対し、町が企画する先進地等への特別研修の機会を与える（交通費、宿泊費の1/2補助）。

町民大学及び大学院の卒業生については、学習成果を地域の生涯学習推進員に登用する際の参考として利用したり、ボランティアや学習リーダー等として活用を図っている。

岩泉町「町民大学・大学院」

< 岩泉町生涯学習カレンダー等より抜粋 >

1 大学案内の趣旨

岩泉町生涯学習推進本部では、町民の学習要望に応えるため、平成6年度から岩泉町民大学を開設し、また平成9年度からは、岩泉町民大学大学院を開設した。この大学は、現在町内で実施されている様々な事業を、まちづくりのために特に必要な必修科目と、町民憲章の項目に沿った専門科目とに分けて設定している。町民がこの大学に参加し、総合的、体系的に学び、豊かな教養と知性を身につけ、生きがいのある人生を創造することを期待するものである。

2 主催 岩泉町生涯学習推進本部

3 運営組織

理事会（生涯学習推進本部があたる）、企画委員会（生涯学習推進本部幹事会があたる）

4 対象 18歳以上の町民

5 学生証と受講記録

申込者に学生証を発行する。学習者は受講時に学生証を提出し、押印を受け受講記録とする。

6 修了認定

- (1) 修了資格は、入校申込書を提出し、登録された学習者を対象とする。
- (2) 修了認定は、必修科目は10単位以上で、専門科目との合計が40単位以上の場合とし、理事会で認定する。但し、専門科目は2コース以上選択するものとする。
- (3) 規定の単位を修得した学習者には、修了式において修了証書及び記念品を授与する。

7 卒業認定と指導者としての活用

修了を4回重ねた学習者には、卒業証書及び記念品を授与し、学士の称を与える。ただし、4年以上6年以内で、通算、必修科目120単位以上習得した場合にも卒業を認める。また、希望する場合には岩泉町人材バンクに登録し、指導者として活動していただく。

8 修了・卒業特別研修

毎年度の修了・卒業生に対し、町が企画する先進地等への特別研修の機会を与える（交通費、宿泊費の1/2補助）。

9 単位

- (1) 単位は各講座・学級ごとに設定するが、原則として1時間の受講を1単位とする。
- (2) 1日の学習時間が4時間を越える場合には、4単位を原則とする。

10 内容

必修科目（開講式、講演会、まちづくりコース）と専門科目（自然環境コース、文化・教養コース、共通コース、豊かな生活づくりコース、健康づくりコース、各地区講座）を設定する。

<岩泉町民大学大学院開設要項>

- 1 趣 旨 この大学院は、岩泉町民大学卒業後の最高学府とし、社会の進展と国際化に対応するため、学習機会の拡充を図り、大学院で習得した知識と技術を住みよいふるさとづくりに役立て、楽しみと生きがいのある学習をする。
- 2 主 催 岩泉町生涯学習推進本部
- 3 対 象 岩泉町民大学卒業生で年間継続して学習を希望する者
- 4 学習内容 大学や県立博物館等で主催する公開講座を聴講する。
- 5 年間計画 年間10日以上で2年
- 6 修了認定 年間学習7単位以上聴講した学生に対し、修了証書を授与する。
- 7 単 位 単位は各講座ごとに設定するが、原則として、1日の受講を1単位とする。
- 8 受講記録 学習者は、受講に際し、学生証を提出し、押印を受け受講記録とする。

<成果と課題>

町民大学在籍人数は平成11年度で約400人、平成10年度までの卒業生の合計は37人である。

町民大学の卒業生を、町内各地区の生涯学習講座の内容等の検討や企画を行う者として、各地区の生涯学習推進員に委嘱し、学習成果の活用の一つとしている。平成11年度は、全地区30名中、13名が町民大学の卒業生から委嘱された。

修了・卒業生に対し、先進地等(海外研修も含む)への特別研修の機会を与えることにより、研修後、国際交流会等において学習成果を生かし活動する場が与えられる。



(4) 事例4：単位取得した学習者を学習ボランティアとして活用（石鳥谷町）

町民大学において、学習者の学習成果が地域社会に生かされるようにするため、単位認定された学習者を学習ボランティアとして人材登録しようとしている事例である。

石鳥谷町教育委員会では、町民が生涯にわたって、主体的に継続して学習を進めていけるようにするため、生涯学習単位認定事業(フロンティアカレッジいしどりや)を平成9年度に開設した。学習内容は、町内で実施されている各分野の学習事業等が3つのコースに分類されており、学習者はその中から選択して計画的に学習を進めている。

町民大学の主催者は、希望者に対して取得単位の記録及び証明を行うため、「単位認定手帳」を発行する。地域外の学習に参加した場合でも、講座資料等を提示すれば単位認定を受けることが

できる。学習の積み重ねは、単位（1回1～2単位）として累積され、修得単位数に応じて、学習者に学士号、修士号などの認定証が授与される。

300単位の修得者は生涯学習博士号が認定され、希望者を学習ボランティアとして人材登録し、指導者として活動していく機会が設けられる。

石鳥谷町「生涯学習単位認定事業」

< 石鳥谷町単位認定手帳より抜粋 >

1 趣 旨

町民が生涯にわたって、主体的に継続して学習を進めていけるよう、次のような条件の整備を行う。

- (1) 町内において、それぞれの立場で実施されている学習を、町として同じように認知していくよう位置付ける。
- (2) 町内で実施されている各分野の学習事業等を、一括して町民に知らせ、町民がその中から選択して自分に即した計画のもとに学習を重ねていけるよう進める。
- (3) 学習したことを単位として認め、一定の単位を修得した者にそれぞれ称号証書を学長から授与し賞揚する。
- (4) 町民の多様な学習ニーズを尊重すると共に、現代的課題に関する学習の機会を充実する。
- (5) 博士号を認定された者には、学習ボランティアとして希望者を人材登録し、指導者として活動していく機会を設ける。

以上のような条件を整備することによって、町民が自ら学ぶ喜びと共に学習したことが日常生活に活かされ、更に仲間との自主的学習や地域活動へと進展することにより、町民個々が充実した人生を築き、豊かでやすらぎの持てるまちづくりの促進を図る。

2 名 称

この事業の名称を、生涯学習単位認定事業（フロンティアカレッジいしどりや）と称する。

3 主 催

石鳥谷町生涯学習推進本部

4 主 管

石鳥谷町教育委員会事務局生涯学習課、石鳥谷町立公民館

5 対 象

町民及び町内に通学、通勤し、単位認定を希望する者

6 学習内容

- (1) 人づくり・生きがいづくりコース「主として生涯各時期に応じた生き方、趣味、娯楽等」
- (2) 健康・体力づくりコース「主として保健福祉活動、体育、スポーツ等」
- (3) 豊かな生活・まちづくりコース「主として生産、消費、サービス、地域活動等」

7 単位の認定

- (1) それぞれのコースから選択し学習した単位の認定は次のとおりとする。
 - 回数単位（半日以下のもの）…1回1単位とする
 - 日数単位（午前、午後に及ぶもの）…1回2単位とする
 - 年間単位（1年間に及ぶもの）…年間10単位（社会教育関係団体、社会体育・レクリエーション団体等の学習事業の場合）とする
- (2) 各種イベント、総会等については、講演、研究協議、学習発表が含まれる場合のみ認定する。
- (3) 単位認定の事務手続きは、次のとおりとする。
 - 単位認定手帳に必要事項を記入し、学習事業の実施機関、団体から認定印を受ける。
 - 実施機関、団体において単位認定手帳へ認定事務処理が難しい場合は、受講証明書を発行することができる。
 - 及び によっても単位認定事務処理が困難な場合は、受講者自身が、学習事業の実施機関、団体が配布した資料等を主管窓口を持参し、提出して、単位認定を受けることができる。
- (4) 各称号の認定は、学習者からの申請に基づき、認定手帳により運営委員会が審査認定する。

8 修得単位数と称号

- (1) 一定の単位を修得した者には、次の称号を与える。
 - 50単位修得した場合 レインボー賞認定証
 - 100単位修得した場合 生涯学習学士号認定証
 - 200単位修得した場合 生涯学習修士号認定証

期大学などで行われる市民を対象とした教育事業等において実施されている。

認定事業の主催者は、取得単位の記録及び証明を行うための「生涯学習士ポイントラリーカード」を希望者に交付する。学習の積み重ねは、単位（2時間1単位）として累積される。規定の単位を修得した学習者には、「生涯学習士」及び「生涯学習奨励士」の認定証が発行され、学習や地域活動の指導者として活用の機会が与えられる。

さらに、「生涯学習士」で希望者には文部省認定の「生涯学習指導者養成講座」の受講費の助成を行い、その修了者を「生涯学習指導員」として久慈市生涯学習推進本部長が任命し、学習者の学習成果を生かした活動の機会が提供される。

久慈市「生涯学習士認定制度」

<久慈市生涯学習ガイドより抜粋>

1 趣旨

生涯学習によるまちづくりを推進するため、市民一人ひとりの学習や地域活動を奨励するとともに、学習成果の有効な活用を図り、生きがいのある心豊かな人生と活力ある地域社会の創造に努める。

2 主催

琥珀のまち生涯学習推進本部

3 主管

久慈市教育委員会社会文化課

4 事業内容

(1) 対象事業の認定

- ア 対象事業 原則として市内において開催される継続的（2時間を単位として5回以上）な教育の事業
- イ 認定 琥珀のまち生涯学習推進本部長
- ウ 対象 希望する市民一般

(2) 取得単位の認定

- ア 認定事業の主催者は、2時間を1単位として1回の受講に対し1単位を付与する。
- イ 選択専門コースは、予め「生涯学習士ポイントラリーカード」により単位を取得する。
- エ 取得した単位は、本事業が継続される間有効とする。

(3) 生涯学習士の認定

- ア 「生涯学習士ポイントラリーカード」により、選択専門コースの必修取得単位30単位を含む100単位を取得した者を「生涯学習士」として認定する。
- イ 「生涯学習士ポイントラリーカード」により、70単位を取得した者を「生涯学習奨励士」として認定する。
- ウ 認定は、「琥珀のまち生涯学習推進本部長」が行う。

(4) 生涯学習士の活用

- ア 「生涯学習士」取得者で、希望する者は文部省認定の「生涯学習指導者養成講座」の受講助成し、その修了者を地域の「生涯学習指導員」として任命し、活動機会を提供する。
- イ 「生涯学習士」及び「生涯学習奨励士」を学習や地域活動の指導者として活用する。

5 その他

- (1) 本事業は、「琥珀のまち生涯学習推進計画」に基づいて民間事業も含めて実施するものである
- (2) 認定印は、本部が各事業者に貸与するものとする。

<成果と課題>

平成11年度に市内で行われる「生涯学習士認定事業」講座は100講座以上あり、学習活動に参加している市民は3,000人を超え、学習に対する盛り上がりを見せている。

学習成果の発表の場として、生涯学習推進本部主催の「生涯学習のつどい」を毎年開催(2月)し、「生涯学習士」等の表彰を行っている。

「生涯学習士」に認定された4人の中の2人が、文部省認定「生涯学習指導者養成講座(生涯学習ボランティアコース)」の受講を希望し、現在受講中である。

活用場が少ないので、行政が活動の場を多く提供していくことが必要である。

指導者の研修を充実させる必要がある。

<久慈市「生涯学習ボランティアバンク」登録者名簿より抜粋>

「生涯学習士」認定制度

認定事業一覧表は各地区公民館にあります。

**ポイントを集めて
生涯学習士になろう**

登録する

本部や地区公民館に申請し、ポイントラリーカードの交付を受ける。

チャレンジする

認定事業に積極的に参加してポイントを集める。選択専門コースの単位取得も忘れない。

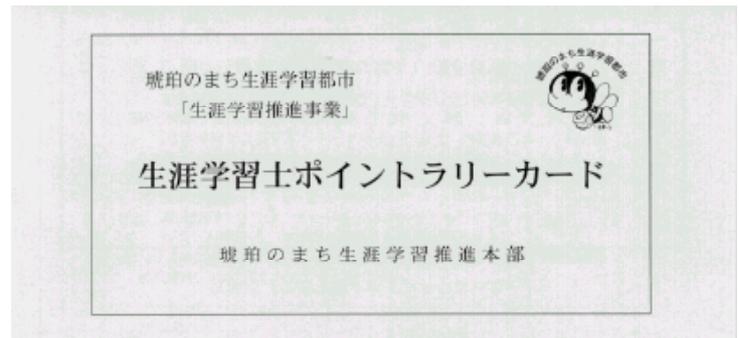
認定される

取得単位が100単位に達した方を「生涯学習士」として認定する。70単位で「生涯学習奨励士」。

資格をとる

希望者に、文部省認定生涯学習指導者養成講座の受講費を助成する。

**久慈市
生涯学習指導員**



久慈市「生涯学習士ポイントラリーカード」
あなたも「生涯学習士」になろう。

START	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	おめでとう。生涯学習奨励士！	
	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82
	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94
	95	96	97	98	99	【生涯学習士】100⇒GOAL			生きることは学ぶこと。			
	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112
	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124
	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136

【選択専門コース】												1	(必修取得単位30単位)											
START	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12												
	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24												
	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36												
	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48												

文部省認定「生涯学習指導者養成講座」で「生涯学習指導員」を目指そう。

5 学習成果の活用上の課題と今後の方向

本県の実態調査と先行事例をもとに、学習成果の活用上の課題と今後の方向を次のように整理した。

(1) 活用場の工夫

学習成果を生かせる活動の場が少ない。

今後、学習成果の発表の場や多様な活動の場の工夫など、支援方策を講ずる必要がある。

行政の様々な施設や事業における多様な活動の場の工夫

住民が企画・運営などで参画できるような事業の実施
地域・学校における活動の場の工夫
地域づくり・まちづくりに生かす場の工夫、など

(2) 推進体制の整備

学習成果を生かしたいという人々の希望と、それを受け入れる行政・施設などの要請を調整する仕組みが不十分である。

今後、地域でのボランティア活動などを含めた学習成果の活用について、社会全体で奨励・支援する体制を整備していくことが求められる。

人材バンク（ボランティアバンク）の有効活用
学習成果の活用に関わる情報提供機能の充実
活動の調整・相談・助言等を行うコーディネイト機能の充実
活用を視野に入れた専門的・体系的な学習機会の提供、など

(3) 学習成果の広域的活用システムの整備

学習成果の活用は、一市町村が単独で進めていくことに限界がある。

今後、学習成果を有効に活用できるような広域的な評価や活用システムを整備していくことが求められる。

広域的な学習成果の評価や活用システムの整備
広域的に活用できる、ボランティアの養成と活用のためのネットワークづくり
広域的な学習機会や情報の提供機能の充実、など

6 研究のまとめ

(1) 研究のまとめ

ア 文献研究や先行研究を参考に、学習成果の評価と活用についての意義や基本的な考え方について明らかにすることができた。

イ 県内市町村における学習成果の活用についての実態調査とその分析により、現状と課題を把握することができ、今後、活用促進を図るための方向性を捉えることができた。

ウ 県内の市町村の学習成果の活用についての事例研究により、取り組みの現状を把握することができ、今後の推進に向けた課題を明らかにすることができた。

(2) 今後の課題

ア 学習成果の活用を促進するための具体的な方法や多様な活動の場の開発について、研究をしていくことが必要である。

イ 学習者の求めに応じた評価の在り方について、研究をしていくことが必要である。

ウ 学習成果を有効に活用できるような広域的な評価や活用システムの在り方について、検討していくことが必要である。

[主な参考文献]

- 1 中央教育審議会答申『新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について』(平3.4)
- 2 総理府『生涯学習に関する国民意識調査』(平4.2)
- 3 生涯学習審議会答申『今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について』(平4.7)
- 4 『生涯学習の方法』(伊藤俊夫・山本恒夫 第一法規 平5)
- 5 『生涯学習プログラムの開発』(岡本包治 ぎょうせい 平4)
- 6 青森県教育委員会2年次報告書『青森県民カレッジシステムに関する研究開発』(平8.3)
- 7 生涯学習審議会答申『生涯学習の成果を生かすための方策について(審議の概要)』(平9.3)
- 8 文部省生涯学習局研究開発報告書『地域における生涯大学システムの整備について』(平9.6)
- 9 学校外の学習成果の社会的評価システムの構築に関する調査研究会報告書『学習成果の社会的評価システムの構築に関する調査研究』(平10.3)
- 10 岩手県教育委員会『生涯学習に関する県民の意識調査』(平10.8)
- 11 広島県立生涯学習センター『生涯学習成果の評価と活用の促進に関する研究開発』(平11.3)
- 12 生涯学習審議会答申『学習の成果を幅広く生かす』(平11.6)
- 13 盛岡市教育委員会『平成11年度「少年指導員養成講座」開催要項』(平11)
- 14 北上市教育委員会『平成11年度北上の教育・国庫補助事業「環境講座」開設計画書』(平11)
- 15 岩泉町教育委員会『平成11年度いわいずみの教育・岩泉町生涯学習カレンダー』(平成11)
- 16 石鳥谷町『生涯学習単位認定事業実施要綱・石鳥谷町単位認定手帳』(平11)
- 17 久慈市『平成11年度久慈市生涯学習ガイド・琥珀のまち生涯学習推進計画書』(平11)

共同研究者

主担当 社会教育主事 関根 正彦

副担当 主任社会教育主事 百濟 和夫

